

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 補則（第43条—第45条）」を「第7章 補則（第43条）」

第8章 罰則（第44条・第45条）」

に改める。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、当該区域外においても市長が特に必要と認めた場合は、臨時に給水できるものとする。

第4条第1号中「1箇所」を「1か所」に改め、同条第2号中「2箇所」を「2か所」に改める。

第8条第2項後段中「市長」を「この場合において、市長」に改める。

第12条中「6箇月」を「6か月」に改める。

第16条第2項中「緊急」の次に「の場合又は」を加え、同条第3項中「又は管理人若しくは」を「若しくは管理人又は」に改める。

第18条中「その限りでない」を「この限りでない」に改める。

第19条第4項中「き損」を「毀損」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（特別給水による料金）

第26条の2 前条第1項の規定にかかわらず、給水装置によらないで給水を行ったときの料金は、使用水量に1立方メートル当たり110円を乗じた使用料金と当該給水のために特に要した費用に相当する額との合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。こ

の場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第29条第1項中「、水道」を「水道」に、「1箇月分」を「1か月分」に、「、これ」を「これ」に改め、同条第2項中「、メーター」を「メーター」に、「、変更後」を「変更後」に改める。

第34条第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により難いと認められるときは、別に徴収額を定めることができる。

第35条中「第26条第1項」の次に「及び第26条の2」を加え、「及びその他の」を「その他の」に改める。

第36条中「給水を制限又は停止しても料金は、」を「料金は、給水を制限し、又は停止しても」に改める。

第37条第1項中「措置を」の次に「講ずるよう」を加える。

第38条第1項中「、その者に」を「その者に」に改める。

第39条第3号中「、汚染」を「汚染」に改める。

第43条の次に次の章名を付する。

第8章 罰則

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

給水区域外の飲料水供給施設等又は供給区域内の病院、マンション等の施設管理者からの応急給水要請に対応できるようにすること及び一部文言等の整理を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。